



神奈川県労働局発表

平成27年7月30日

神奈川県労働局労働基準部安全課

課長 酒井 康之

主任安全専門官 長久保 茂

電話 045(211)7352

FAX 045(211)0048

## 神奈川県下における平成27年上半期の労働災害発生状況について

### ～死亡者数は3人増、死傷者数は180人の減少～

神奈川県労働局（局長 若生正之）では、平成27年上半期（1月～6月）における神奈川県内の労働災害の発生状況（速報値）を取りまとめたので、その概要を発表します。

#### 1 労働災害発生状況

##### (1) 死亡災害発生状況

労働災害による死亡者数は16人で、過去最少だった前年同期の13人に比べ3人増加した。

業種別にみると、製造業（前年3人→本年0人）、陸上貨物運送事業（前年3人→本年0人）で減少した一方、建設業は前年同（6人）、商業（前年0人→本年2人）や清掃業（前年0人→本年2人）など第3次産業などでは増加した。

##### (2) 死傷災害発生状況

労働災害による死傷者数（死亡及び休業4日以上）は2,454人で、前年同期の2,634人に比べ180人（6.8%）減少した。

業種別にみても、ほとんどの業種で減少しており、商業：391人（前年比△29人・△6.9%）、製造業：380人（前年比△77人・△16.8%）、陸上貨物運送事業：331人（前年比△26人・△7.3%）、建設業：299人（前年比△19人・△6.0%）などとなっている。

また、これを事故の型別でみると、「転倒」が602人（前年比△25人・△4.0%）、「墜落・転落」が416人（前年比+14人・+3.5%）、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が302人（前年比△101人・△25.1%）などとなっている。

#### 2 労働災害防止のための今後の取組

神奈川県労働局においては、

ア 本年7月1日に施行された墜落防止措置の強化を内容とする改正労働安全衛生規則の遵守定着化、当局独自に設定した「建設現場における足場の安全化推進期間」における建設業者に対する重点的指導、足場の安全化に向けた自主点検実施の勧奨等の取組

イ 『ころばNICEかながわ体操』（8月1日に当局ホームページへ動画掲載予定）など「STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川2015」の推進等を重点に、引き続き、労働災害の防止に取り組むこととしている。

## 平成27年上半期 死亡災害発生状況(業種別・事故の型別)

神奈川県労働局

型 業種	墜落・転落	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	その他	合 計	前年同期	増 減
製造業								0	3	-3
建設業	3	1	1				1	6	6	0
陸上貨物運送 事業								0	3	-3
商業						1	1	2	0	2
清掃業	1	1						2	0	2
警備業	1							1	0	1
上記以外の 業種	3	2						5	1	4
合 計	8	4	1	0	0	1	2	16	13	3
前年同期	8	2	2	0	0	0	1	13		
増 減	0	2	-1	0	0	1	1	3		

(死亡災害報告による)

平成27年上半期 死傷災害発生状況(業種別・事故の型別)

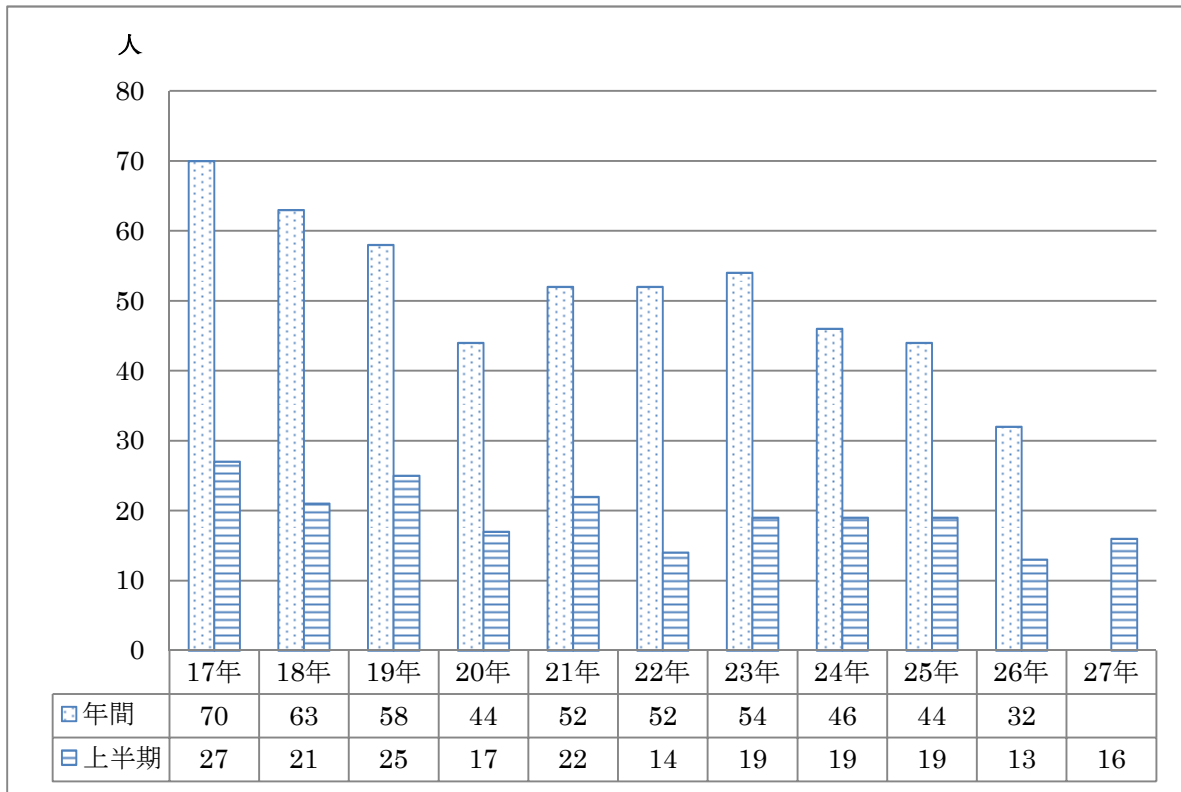
神奈川県労働局

型 業種	転倒	墜落・転落	動作の反動 ・ 無理な動作	はさまれ ・ 巻き込まれ	交通事故	切れ・こすれ	飛来・落下	激突	その他	合 計	前年同期	増 減
製造業	82	46	31	101	5	34	26	14	41	380	457	-77
建設業	34	111	9	42	3	35	25	10	30	299	318	-19
陸上貨物 運送事業	61	87	44	30	20	4	27	27	31	331	357	-26
道路旅客 運送業	14	5	19	6	78	1	0	3	12	138	149	-11
商業	123	46	45	34	35	40	17	18	33	391	420	-29
接客娯楽業	51	13	19	11	4	46	12	6	27	189	182	7
保健衛生業	62	14	82	2	9	6	2	10	24	211	243	-32
清掃業	66	30	17	18	7	5	5	9	6	163	187	-24
上記以外の 業種	109	64	36	36	37	6	13	13	38	352	321	31
合 計	602	416	302	280	198	177	127	110	242	2,454	2,634	-180
前年同期	627	402	403	285	237	186	142	130	222	2,634		
増 減	-25	14	-101	-5	-39	-9	-15	-20	20	-180		

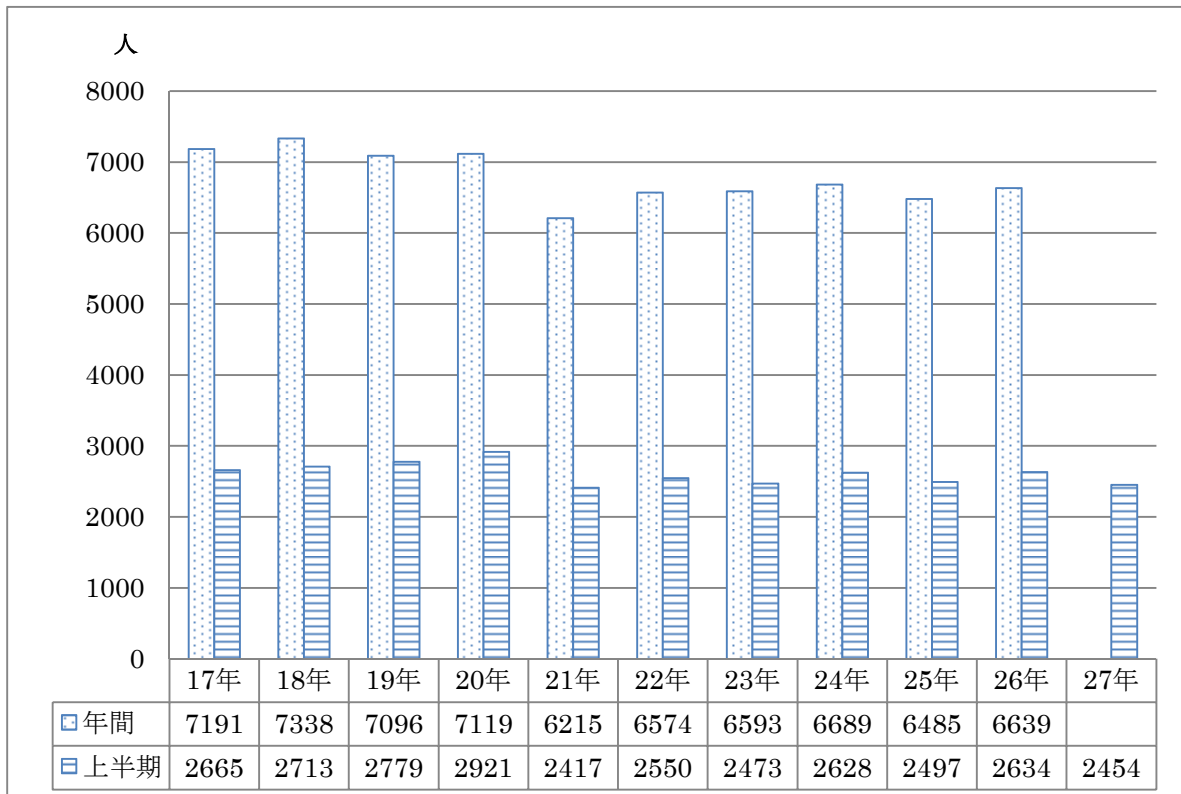
\* 休業4日以上の死傷者数(労働者死傷病報告による)

# 死亡者数・死傷者数の推移（平成 17 年以降）

## 1 死亡者数の推移



## 2 死傷者数の推移



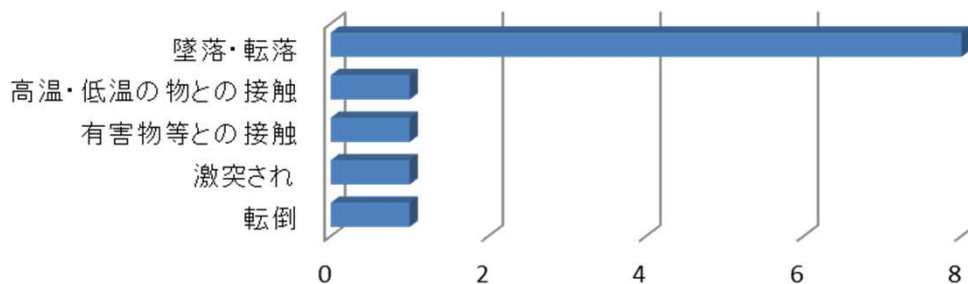
足場の安全化を進め墜落・転落災害を撲滅しよう！

「建設現場における足場の安全化推進期間」

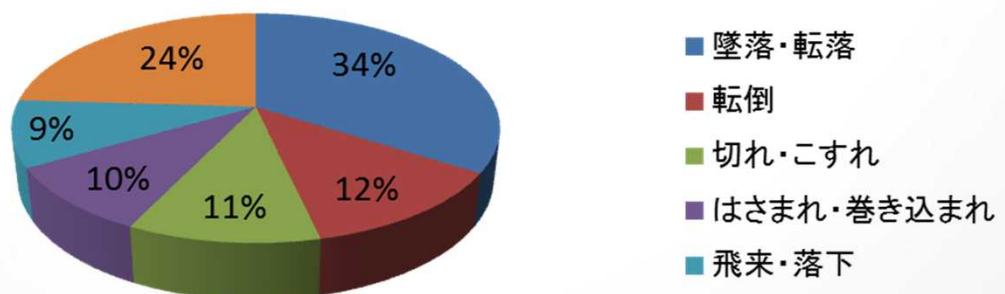
(平成27年7月1日～9月30日)

建設工事における墜落・転落による労働災害が今なお多く発生しています。本年7月1日に足場の安全基準の強化を図る改正労働安全衛生規則が施行されました。「足場からの墜落・転落災害防止総合対策要綱」による安全対策の積極的な導入と併せ、足場の安全化を一層推進し、墜落・転落災害の撲滅を図りましょう。

平成26年死亡者数(神奈川県建設業)



平成26年休業4日以上死傷者数の割合(神奈川県建設業)



「No More 墜落・転落災害」

神奈川県労働局・各労働基準監督署

# 足場の安全化推進自主点検表

## 1 足場の設計

点検項目		根拠	該当の有無	措置の適否
(1)	足場の組立図を作成しているか。	推進要綱第3-2-(1)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否
(2)	床材と建地との隙間は12cm未満になっているか。	安衛則563条1項2号ハ	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否
	作業の性質上この要件を満たすことが困難な場合等に、防網を張るなどの措置をしているか。	安衛則563条2項	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否
(3)	〈わく組足場の場合〉 足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側(躯体と反対側)に「15cm以上でできるだけ高い幅木」を設けているか。	推進要綱第3-2-(3)エ(ア)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否
(4)	〈わく組相場の場合〉 足場の後踏側に「上さん」を設置しているか。	推進要綱第3-2-(3)オ	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否
(5)	〈わく組以外の足場の場合〉 足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側に「幅木」等を設置しているか。	推進要綱第3-2-(3)エ(イ)	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否
(6)	建地の最高部から測って31mを超える部分の建地の鋼管が1本である場合、設計荷重が建地の最大使用荷重を超えていないか。(超えている場合は鋼管を2本組とする。)	安衛則571条3項	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否

## 2 足場の組立て・解体・変更作業

点検項目		根拠	該当の有無	措置の適否
(1)	幅40cm以上の作業床を設けているか。	安衛則564条1項4号イ	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否
(2)	安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、労働者に安全帯を使用させているか。	安衛則564条1項4号ロ	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否

## 3 足場の通常作業

点検項目		根拠	該当の有無	措置の適否
(1)	作業の必要上臨時に手すり等を取り外す場合、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこととしているか。	安衛則563条3項2号	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否
(2)	作業の必要上臨時に手すり等を取り外す場合、取り外す必要がなくなった後、直ちに原状に戻しているか。	安衛則563条5項	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否

## 4 足場の点検

点検項目		根拠	該当の有無	措置の適否
(1)	〈注文者の場合〉 請負人の労働者に足場を使用させるときに、足場の組立て等の後の点検を実施しているか。	安衛則655条1項2号	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否
(2)	足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者等、十分な知識、経験を有する者が点検しているか。	推進要綱第3-3-(5)ウ	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否
(3)	足場の組立て等の当事者以外が点検しているか。	推進要綱第3-3-(5)エ	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否

## 5 特別教育

点検項目		根拠	該当の有無	措置の適否
(1)	足場の組立て等の業務に初めて就かせる労働者に特別教育を実施しているか。	安衛則36条39号	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否
(2)	平成27年7月1日時点で、現に足場の組立て等の業務に就いている労働者について、2年以内に特別教育を実施する予定としているか。	安衛則36条関係附則	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否

点検者

所属	
職氏名	

# 足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置※を強化しました。平成27年7月1日から施行します。

※一部規定については架設通路、作業構台も対象に含みます。

## <改正のあらまし>

### 1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶P2

- ◆足場材の緊結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ◆安全帯取付設備を設置し、労働者に安全帯を使用させてください。

### 2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶P3

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。

### 3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶P4

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

### 4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶P5

- ◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
- ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業構台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

### 5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶P7

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」

▶P7



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



# 1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶安衛則第564条

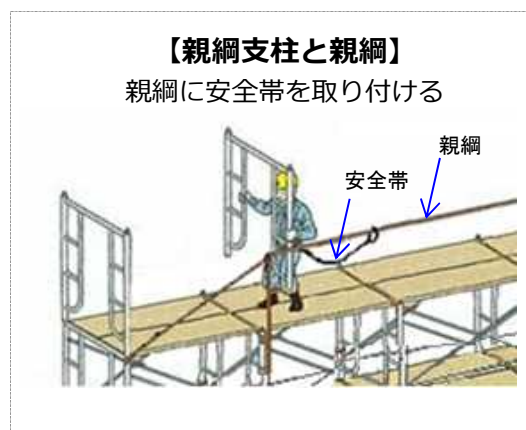
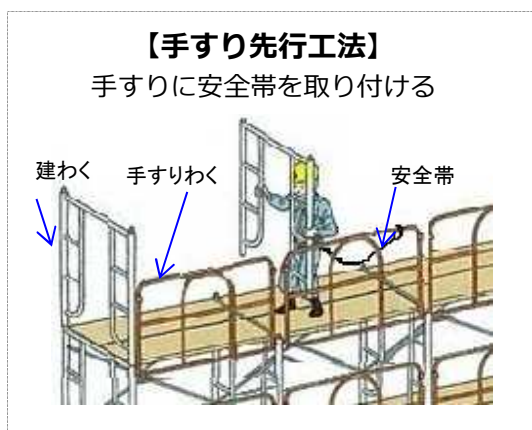
(1) 足場材の緊結、取り外し、受け渡しなど作業時の安全带取付設備の設置など  
つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更  
する際に、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次  
の措置がいずれも必要です。

- ① 困難な場合※<sup>1</sup>を除き、幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ② 安全带を安全に取り付けるための設備などを設置し、労働者に安全带を使用させるか、これと同等以上の効果を有する措置をとってください。

※ 狭小な場所や昇降設備を設ける箇所に幅40cm未満の作業床を設けるとき、つり足場の組立てなどの作業で幅20cm以上の足場板2枚を交互に移動させながら作業を行うときを含みます。

## 安全带を安全に取り付けるための設備（安全带取付設備）

安全带取付設備とは、安全带を適切に着用した労働者が墜落しても、安全带を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全带の性能に応じて適当な位置に安全带を取り付けることができるもののことで、このような要件を満たすように設計され、この要件を満たすように設置した手すり、手すりわくと親綱が含まれます。また、建わく、建地、手すりなどを、安全带を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合もあります。



- ▶ 墜落する危険を低減させるため、「手すり先行工法」を積極的に採用してください。  
足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。（平成27年3月31日付け基発0331第9号）

### <留意点>

安全带取付設備などを設置し、労働者に安全带を使用させる措置と「同等以上の効果を有する措置」には、つり足場を設置する際に、あらかじめ「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」（昭和51年技術上の指針公示第8号）によって設置した防網を設置することが含まれます。



## (2) その他の墜落防止措置

つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際は、(1)の措置に加えて次の措置が必要です。

- ①組立て、解体または変更の時期、範囲と順序をこの作業に従事する労働者に周知させること
- ②組立て、解体または変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
- ③強風、大雨、大雪などの悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること
- ④材料、器具、工具などを上げ、または下ろすときは、つり綱、つり袋などを労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれがないとき※は必要ありません。

※ 地上から材料を手渡しするときなど

## 2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶安衛則第36条、第39条

**平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要**になります。

※ 「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

### 特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科 目	時 間	時 間 (現在業務従事者)
1 足場及び作業の方法に関する知識	3 時間	1 時間30分
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3 労働災害の防止に関する知識	1 時間30分	45分
4 関係法令	1 時間	30分

### ▶平成27年7月1日現在、業務に就いている方◀

平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方（現在業務従事者）は、特別教育の科目について上表の時間欄の右側の時間とすることができます。

また、7月1日より前に短縮した時間での特別教育を行うこともできます。

#### －経過措置－

現在業務従事者の方には平成29年6月30日までの間は経過措置がありますので、この間に特別教育を行うようにしてください。

## 特別教育の全部を省略することができる方

特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる労働者については、この科目についての特別教育を省略することができます。  
また、次の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる方
- ③とびの1級または2級の技能検定に合格した方
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

### 3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶安衛則第655条、第655条の2

**建設業、造船業の元請事業主等の注文者は、足場や作業構台の組立て、一部解体・変更後は、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。**

- ※ 点検結果・修理などの措置内容は記録し、足場を使用する仕事を終了するまでの間、保管してください。
- ※ 事業者による点検（安衛則第567条）も必要です。

#### <留意点>

##### 足場の場合：

「一部解体または変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布などの足場の構造部材の一時的な取り外し、または取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔などの一時的な取り外し、または取付けが含まれます。ただし、次のいずれかに該当するときは、「一部解体または変更」に含まれません。

- ①作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む）を取り外す場合、またはこの設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これによって足場の構造に大きな影響がないことが明らかで、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき
- ②足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシートなどの設備を取り外す場合か、この設備を原状に復す場合で、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき

##### 作業構台の場合：

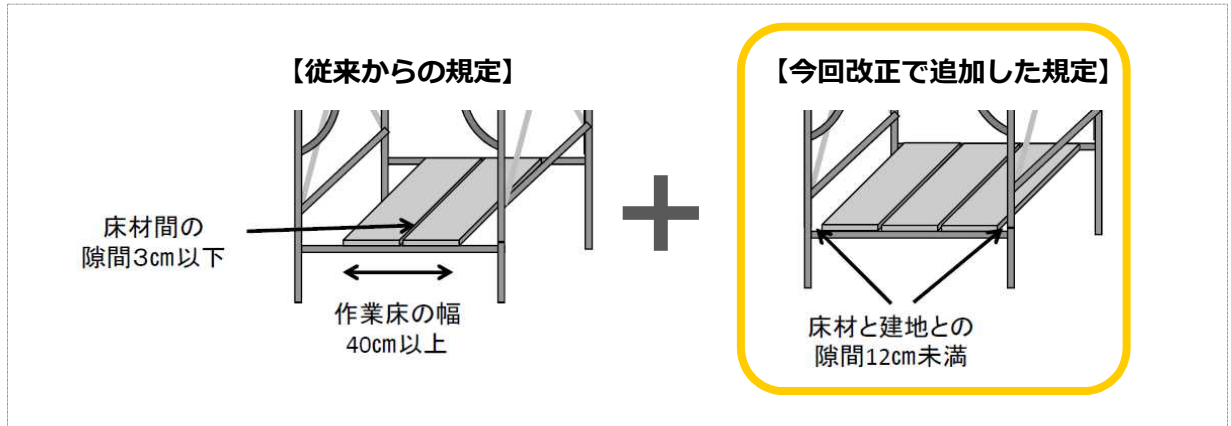
「一部解体または変更」には、作業の必要上、臨時に手すり等や中棧等を取り外す場合と、この設備を原状に復す場合は含まれません。

## 4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶安衛則第563条

### (1) 床材と建地との隙間

足場での高さ2 m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、**床材と建地との隙間を12cm未満**とすることを追加しました。

(一側足場、つり足場を除く)



※ 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。

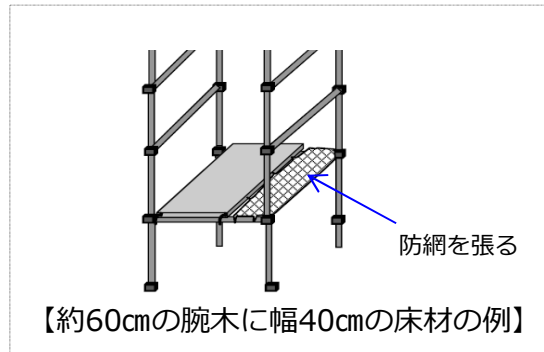
#### <留意点>

- ①床材が片側に寄ることで12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常にこの要件を満たすようにする必要があります。
- ②床材と建地との隙間に、垂直または傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、この幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があります。なお、床付き幅木の場合、床面側の部材は床材になります。

#### ▶この規定が適用されない場合◀

- ①はり間方向における建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm未満の場合
- ②曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合など、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合

上記①、②の場合に、建地と床材との隙間が12cm以上の箇所に防網を張るなど、床材以外のものでもふさぐ墜落防止措置をとったときには、この規定は適用されません。



### <留意点>

ここで、「防網を張るなど」の「など」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合と構造物に近接している場合など防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合が含まれます。

### －経過措置－

はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床で、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、平成27年7月1日に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、この規定は適用されません。

## (2) 足場用墜落防止設備※を取り外す場合の措置

安全帯を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置またはこれと同等以上の効果のある措置をとることに加えて、以下の2点を追加しました。

- ①作業の性質上、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合や、作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、**関係労働者以外の者の立入を禁止**すること。
- ②作業の必要上、臨時に足場墜落防止設備を取り外したときは、**この作業が終了した後、直に取り外した設備を元の状態に戻さなければならない**こと。

※ わく組足場（妻面に係る部分を除く）については、

- ①交さ筋かいと高さ15cm以上40cm以下の棧もしくは高さ15cm以上の幅木またはこれらと同等以上の機能がある設備 または、②手すりわく

わく組足場以外の足場については、

- ①高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（手すり等）と②高さ35cm以上50cm以下の棧またはこれと同等以上の機能がある設備（中棧等）

これらの措置は架設通路(上記①「作業の必要上」の場合のみ)と作業構台でも必要です。

### <留意点>

- ①「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所、または作業の必要上、臨時に取り外す箇所で作業を行う人と作業を指揮する人が含まれます。
- ②「安全帯」については、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱は含まれません。事業者が労働者に安全帯を使用させるときは、安衛則第521条第2項に基づき、安全帯とその取付け設備などの異常の有無について、随時点検してください。

## 5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶安衛則第571条

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重）がこの建地の最大使用荷重（この建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重）を超えないときは、鋼管を2本組とする必要はありません。

### <留意点>

- ①「足場の重量に相当する荷重」には、足場に設けられる朝顔、メッシュシートなどの重量に相当する荷重を含みます。
- ②「建地の破壊に至る荷重」には、実際の使用状態に近い条件の下で支持力試験を行い、その結果に基づいて得られた荷重を用いることができます。また、鋼管にフランジ、フックなどの緊結部を溶接することによって、緊結金具を使用せずに組み立てることができる単管足場では、この足場を組み立てた状態での支持力試験を実施した結果から、建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重を許容支持力として示されており、これを最大使用荷重として用いることができます。この場合、布材、補剛材などの使用条件に応じて支持力試験の結果が異なることから、それぞれの布材、補剛材などの使用条件に応じた最大使用荷重を用いる必要があります。

# 足場からの墜落防止のための より一層の取組みのお願い

## 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱を改正

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号）を平成27年5月20日付け基安発0520第1号で改正しました。

ここでは、**安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外の実施していただきたい事項**をまとめています。

### 1 足場の組立図を作成しましょう

足場の組立図を作成し、手すりなどの足場用墜落防止設備の設置や足場の点検を確実にいきましょう。

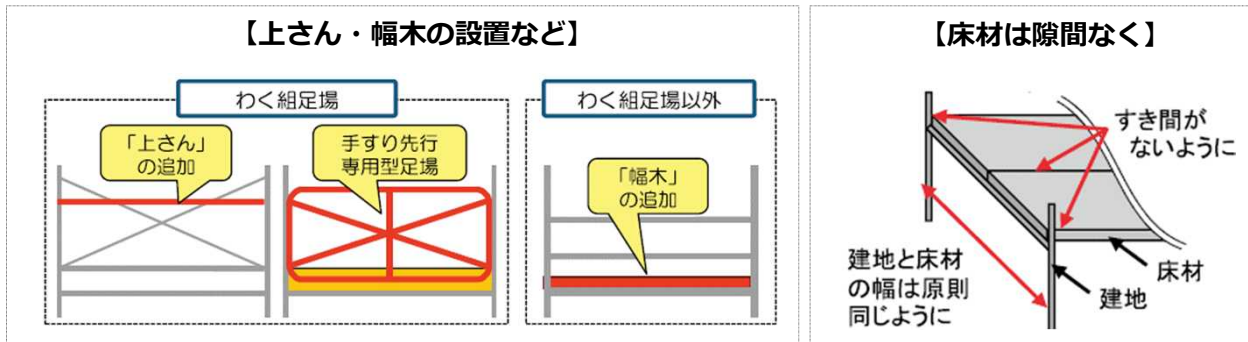
### 2 足場の組立て等作業主任者の能力向上を図りましょう

労働安全衛生法第19条の2に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めましょう。



### 3 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」をとりましょう

下図にあるような「より安全な措置」をとりましょう。



- (1) 特に足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、次の措置をとりましょう。
  - ① わく組足場では、下さんの代わりに、高さ15 cm以上の幅木※を設置  
※ なるべく背の高い幅木にしましょう。
  - ② わく組足場以外の足場では、手すりや中さんに加えて幅木などを設置
- (2) わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

### 4 足場の点検は、十分な知識・経験を有する方で、組立てなどの作業の当事者以外の方が行いましょう

事業者や注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検は、

- (1) 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木または建築である方）など労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方など、十分な知識・経験がある方によって、チェックリストに基づき点検を行いましょう。
- (2) 足場の組立てなどの作業に直接従事した以外の方が行うことで、客観的で的確なものとしましょう。

### 5 足場で作業を行う労働者などの安全衛生意識の高揚を図りましょう

足場上での作業手順の徹底や、足場の点検による墜落防止設備の不備をなくし、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図りましょう。

改正安衛則の解釈例規や足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の全文など、さらに詳しい内容は厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

また、このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署でお受けしています。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

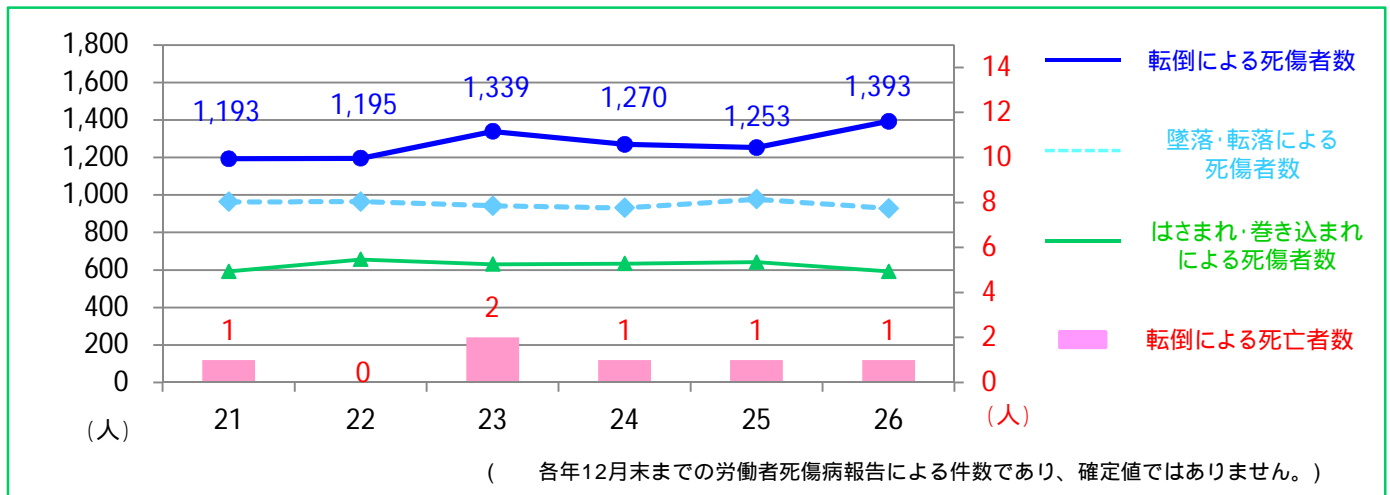
足場からの墜落防止対策 強化

検索

# 転倒事故を減らしましょう！

 神奈川県労働局・県内各労働基準監督署

仕事中に転倒して4日以上仕事を休む方は全国的に年々増加しており、神奈川県内でも年間1,400人前後の方が被災し、平成26年は大幅に増加しています（速報値）。また、転倒による死亡災害もほぼ毎年発生しています。



## あなたの職場では、このような災害が起こっていませんか？

(平成26年中に神奈川県内で発生した主な「転倒」災害)

業種	被災者 年齢、性別 (経験年数)	傷病部位、 傷病名	休業日数	災害の概要
食料品製造業	50歳代、女性 (約2年)	左大腿骨、骨折	約3か月	部品洗浄機から部品を取り出し乾燥炉に入れるため体を反転させたところ、足を滑らせ転倒。
建設業	40歳代、男性 (約30年)	左肩、骨折	約2年	塀の塗り替え工事中、右手にコテ、左手に材料を持ち移動している際、養生シートに足が引っ掛かり転倒し、左肩を強打。
道路貨物運送業	50歳代、男性 (約2か月)	右足脛、骨折	約2か月	契約先の配送室へ荷物を納品後トラックへ戻る際転倒し、右足のすねを地面に強打。
道路貨物運送業	40歳代、男性 (約2年)	右肋骨骨折	約2週間	取引先の荷卸し場所で、トラックの荷台から地上に降りた際、凍結した雪に足を滑らせ転倒、左背中側を路面に強打。
小売業	50歳代、女性 (約20年)	上腕部、骨折	約6か月	店舗の開店準備中、レジカウンターの内側に入ったところ、普段は置いていない段ボール箱に足が引っ掛かり転倒。
新聞販売業	40歳代、男性 (約5年)	外傷性肝損傷	約6か月	新聞配達中オートバイから降車し、車道と歩道の境に設置してある鎖(チェーン)に足が引っ掛かり転倒。
飲食業	20歳代、男性 (約6年)	左足脛、骨折	約3か月	厨房内の片づけ作業中、手にトレーを持って濡れた床で足を滑らせ転倒。
ビルメンテナンス業	60歳代、女性 (約5年)	膝、胸骨骨折	約6か月	清掃作業中、エレベーターに乗り込む際にモップを廊下に忘れたことに気付き、慌てて取りに戻ったところ、廊下床上でつまずき転倒。



# STOP！転倒災害プロジェクト2015

## ～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。職場での転倒の危険性は、働くすべての人が問題意識を持って原因を見つけ、対策をとることで減らすことができます。「転倒」という身近なテーマから職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境の実現に向けて、神奈川県労働局・県内各労働基準監督署でも、『STOP！転倒災害プロジェクト神奈川2015』として各種取り組みを実施しております。

### 【プロジェクト実施期間】

平成27年1月20日から12月31日まで

プロジェクトの効果を上げるため、積雪や凍結による転倒災害の多い2月と全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とします。

### 【主唱者】

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会

## 「STOP！転倒災害特設サイト」をご活用下さい！

転倒災害の現状からその対策まで、事業場での取り組みに役立つ情報を集約してご提供します。

<厚生労働省 ホームページ>

「STOP！転倒災害プロジェクト2015」で検索

STOP！転倒 検索

## 1 転倒災害防止に向けたさまざまな対策の紹介

転倒災害の防止に効果のあった事業場の取組好事例、転倒災害防止に役立つ保護具や用具などを紹介しています。



(資料出所：中央労働災害防止協会)

## 2 転倒予防の知識養成セミナーの紹介

転倒を防ぐための実習を交えて基礎知識を身につけるセミナー、転倒災害防止の基本となる「4S活動」や「KY活動」をテーマとした研修を実施します。

職場の安全、安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！  
中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/>

# 転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？

## 滑り



[主な原因]

- 床が滑りやすい素材である。
- 床に水や油が飛散している
- ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

## つまずき



[主な原因]

- 床の凹凸や段差
- 床に放置された荷物や商品など

## 踏み外し



[主な原因]

- 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業

# 転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。できることから少しずつ取り組んでいきましょう。

### 設備管理面の対策

[4S(整理・整頓・清掃・清潔)]

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消



### 転倒しにくい作業方法

[あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて]

- ◆ 時間に余裕を持って行動
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆ 足元が見えにくい状態で作業しない



### その他の対策

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起



## [コラム] 正しい靴の選び方

靴は、自分の足に合ったサイズのものを使いましょう。小さすぎる靴では足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。逆に大きすぎる靴では、歩行のたびに足が前後斜めに動いて、靴のつま先やかかとが、足の動きに追従できなくなります。

以下のポイントにも注意して、作業に合った靴を選びましょう。

### 靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかるだけでなく、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



### 靴の重量

靴が重くなると、足が上がりにくくなるため、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。靴が重く感じられる重量には個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。

### 靴の重量バランス

靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりやすく(トゥダウソウ)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。



### つま先部の高さ

つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。高齢労働者ほど擦り足で歩行する傾向があるため、よりつまずきやすくなります。



### 靴底と床の耐滑性のバランス

滑りやすい床には滑りにくい靴底が有効ですが、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強くなりすぎて歩行時につまずき場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとする必要があるため、靴はできるだけ履いてみてから選定することをお勧めします。

## あなたの職場は大丈夫？転倒の危険をチェックしてみましょう

### 転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	身の回りの整理・整頓を行っていますか 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、 その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	段差のある箇所や滑りやすい場所などに 注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
4	安全に移動できるように十分な明るさ（照度） が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
5	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい 場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
6	職場巡視を行い、通路、階段などの状況を チェックしていますか	<input type="checkbox"/>
7	荷物を持ちすぎて足元が見えないことは ありませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れながら、人と話しながら、 携帯電話を使いながら歩いていませんか	<input type="checkbox"/>
9	作業靴は、滑りにくさを考えて選んでいますか	<input type="checkbox"/>
10	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を 取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。

どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイディアを出し合いましょう！



# ころばNICE ないっす かながわ体操

この体操は、  
神奈川県労働局  
労働安全衛生課が作成  
（<http://www.kanagawa-lab.go.jp/>）  
のアリバイスにより作成したものです。

神奈川県労働局  
安全課

仕事中に転倒して仕事を休む方は、年々増加しています。転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。転倒災害予防のため、休憩時など「いつでも・どこでも・誰でも・簡単に・短時間に」できる「ころばNICEかながわ体操」を、その日の体調に合わせて無理なく心地よい程度に続けましょう！

ころば  
NICE  
1

つま先の上げ・戻し  
(立位では片足ずつ両足)

かかとをつけたまま、つま先をゆっくり上げて戻します。  
いすに座った状態でもできます。

Exercise 前脛骨筋



ころば  
NICE  
2

つま先立ち  
(両足同時に)

かかとをゆっくり上げて戻します。  
いすに座った状態でもできます。

Exercise 下腿三頭筋 (ふくらはぎ)



ころば  
NICE  
3

膝を引いて股関節を曲げる  
(スクワット)

足を肩幅より広めに開いてつま先を少し外側に。腰を後ろに引いて股関節・膝を曲げ、ゆっくり戻します。膝がつま先より前に出ないように意識しましょう。

いすに座った状態でするときは、片脚のかかとを押し出す様にゆっくり上げ、3~5秒止め、ゆっくり下げます。

Exercise 大腿四頭筋など





ころば  
NICE  
4

### 膝を曲げる (片脚ずつ)

壁やロッカーを利用して、膝の高さを目安にかとをゆっくり上げて戻します。  
いすに座った状態でするときは、脚を軽く組み前脚で後ろ脚を押します。

Exercises ハムストリングス



ころば  
NICE  
5

### 脚・足を後ろに引く (片脚ずつ)

※できる人はその位置で足を上げる

壁やロッカーを利用して、姿勢よく立ちます。片方の脚（膝は軽く伸ばす）を、支持脚や尻よりできるだけ後ろに引きます。

Exercises 大殿筋



ころばNICE!  
かながわ体操

ころば  
NICE  
6

### 脚・足を横に上げる (片脚ずつ)

壁やロッカーを利用して、姿勢よく立ちます。つま先は正面、外側に開かないように意識して、脚・足をゆっくり横に開いてゆっくり戻します。

Exercises 中臀筋



ころばNICE!  
かながわ体操

「ころばNICEかながわ体操」は動画でもご覧いただけます。

神奈川県労働局 ▶ <http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

STOP! 転倒災害プロジェクト神奈川2015

～転倒災害防止に関する情報～

- 中央労働災害防止協会  
<http://www.jisha.or.jp/campaign/tentou/index.html>



ころばNICE!

健康づくりで 転倒災害防止! ご安全に!!

このリーフレットに関するお問い合わせ等は、神奈川県労働局安全課 (TEL.045-211-7352) へ。